

名古屋市公報	令和 6年 9月19日		第270号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246	
	編集兼 発行人	名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長	

目	次	ページ
告 示		
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第433号)	2
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第434号)	3
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第435号)	5
○ 道路の位置の指定を受けた道路の一部の廃止の指定	(住都・建築指導課) (第436号)	6
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第437号)	7
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の解除	(財政・税制課) (第438号)	9
上 下 水 道 局 告 示		
○ 指定納付受託者の指定についての一部改正	(第13号)	10
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局公告式規程の一部改正	(第22号)	11
監 査 公 表		
○ 令和 6年監査公表	(第 4号)	12
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	29
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	30
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	31
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	33

名古屋市告示第 433号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区河岸一丁目 101番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 434号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 6年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

- (1) 令和 6年 9月17日を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 6時から午後 9時まで」とします。
- (2) 令和 6年 9月14日から同月16日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 9時まで」に変更します。

2 白鳥公園庭園本館

- (1) 令和 6年 9月17日を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 6時から午後 9時まで」とします。
- (2) 令和 6年 9月14日から同月16日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 4時30分まで」を「午前 9時30分から午後 9時まで」に変更します。

3 白鳥公園駐車場

- (1) 令和 6年 9月17日を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 5時45分から午後 9時30分まで」とします。
- (2) 令和 6年 9月14日から同月16日までの供用時間について「午前 8時45分

から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 435号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 6年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 6年 9月18日及び同月19日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 436号

道路の位置の指定を受けた道路の一部の廃止の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定により道路の位置の指定を受けた道路の一部について廃止の指定をしました。

令和 6年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 廃止の指定をした道路の部分の位置
名古屋市港区当知一丁目1208番
- 2 廃止の指定をした道路の部分の指定年月日及び番号
昭和44年 2月27日第25号
- 3 廃止の指定をした道路の部分の延長及び幅員
延長 23.60メートル 幅員 6.00メートル
- 4 廃止年月日
令和 6年 9月10日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 437 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 6 年 9 月 13 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

千種区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
10月22日（火）	千種台中学校（正門：特別活動室）
10月24日（木）	千種中学校（正門：特別活動室）
11月12日（火）	東星中学校（正門：玄関前ピロティ）
11月18日（月）	若水中学校（西門：体育館）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 438 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

令和6年9月13日

名古屋市長 河村 たかし

要件に該当しなくなった者の名称	要件に該当しなくなった者の所在地	要件に該当しなくなった日
特定非営利活動法人ロー スクール奨学金ちゅうぶ	名古屋市中区丸の内三丁 目20番17号	令和6年8月29日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市上下水道局告示第13号

指定納付受託者の指定について（令和5年名古屋市上下水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第1項の表SMB Cファイナンスサービス株式会社の項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局公告式規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2条第2項中「市役所並びに経営本部営業部営業センター及び同部営業所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

令和 6 年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 6 年 9 月13日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

住宅都市局（工事）

（住宅都市局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 利用者に配慮した施設の整備や安全管理が適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 2月 5日から令和 6年 9月 3日まで

2 実施方法

今回の監査では、住宅都市局における令和 4年 4月 1日から令和 6年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,288	85	6.6	135,447	15,277	11.3
委託	759	12	1.6	7,029	1,153	16.4

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 設計図書における工事共通構造図の表記について（設計）

「葵土地区画整理事業街路灯設置工事（その2）」の土木工事共通特記仕様書によると、設計図書にある緑政土木局が定める工事共通構造図等に従って施行することとされている。名古屋市の道路照明塗装に使用する材料の仕様等を定めている工事共通構造図（道路照明塗装工）では、道路照明の塗装材料は弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂塗料（以下「ふっ素系塗料」という。）とされている。

本工事では、葵土地区画整理事業内の道路照明を11基新設し、1基移設する工事を行っていた。使用材料承認願を確認したところ、実際に道路照明に使用されていた塗料は、ふっ素系塗料とは異なるウレタン系塗料であった。使用し

た塗料のメーカーに確認したところ、次回の塗替え時期の目安は、ふっ素系塗料15年から20年後に対して、ウレタン系塗料は、8年から10年後であるとのことから、使用した塗料は、ふっ素系塗料の約半分の期間で次回塗替えが必要となるものであった。

ウレタン系塗料が使用された原因は、工事共通構造図（道路照明塗装工）と別の工事共通構造図（道路照明設置工）に、「塗装については粉体塗装又はウレタン塗装とし、監督員と協議して決定すること。」と表記されていたためである。この表記は、ふっ素系塗料以外の塗料の使用を認める不適切な内容であったにもかかわらず、過年度の設計書を踏襲して、工事共通構造図に追記されたものであった。その結果、受注者は、この表記を基に、監督員と協議し、ウレタン系塗料を使用していた。

設計図書の工事共通構造図に追加で表記する場合は、追記内容を十分に理解し、他の設計図書と整合しているか確認した上で行うよう局内に周知されたい。

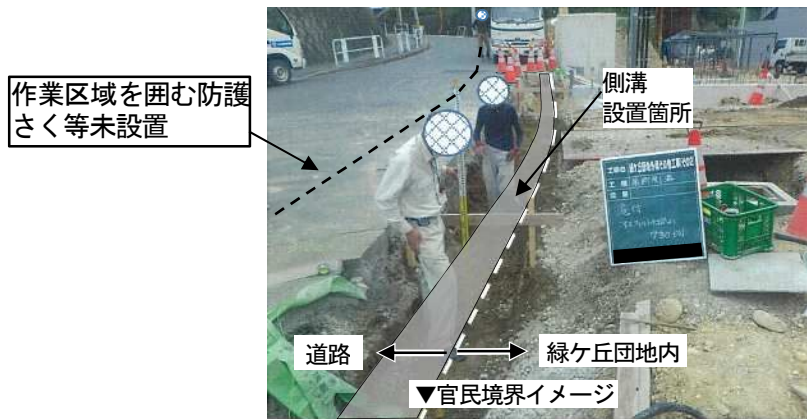
また、工事共通構造図に基づかない道路照明を道路管理者に移管する場合は、道路管理者と十分に協議されたい。（大曾根北・筒井都市整備事務所）

(2) 適正な作業区域の囲いについて（施工）

道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準（以下「設置基準」という。）によると、道路で工事を行う場合は、工事を行うために使用する区域（以下「作業区域」という。）を囲むよう防護さくを直線に並べて設置しておかなければならないとされている。

また、A型防護さくを設置することで車道幅員を確保できない場合等は、A型防護さくに替えてセイフティコーンを設置することができるとされている。

「緑ヶ丘団地外構その他工事（その2）」では、団地入口に面する道路にU形側溝を設置する工事を行っていた。工事写真を確認したところ、作業区域を囲む防護さく等を全く設置せずに、作業を行っていた。



作業状況

道路で工事を行う場合は、設置基準に基づき、防護さく等の設置により作業区域を囲むよう改めて局内に周知するとともに、受注者を指導されたい。

(住宅・教育施設課)

(3) 労働者の墜落防止措置の適正な実施について（施工）

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）によると、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないとされている。囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具^(注)（以下「墜落制止用器具」という。）を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、墜落制止用器具は、フルハーネス型が原則で、墜落時にフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型を使用することができるとされている。ただし、高さ6.75メートルを超える箇所で作業する場合には、フルハーネス型を使用しなければならないとされている。

工事写真を確認したところ、以下の事例が見受けられた。

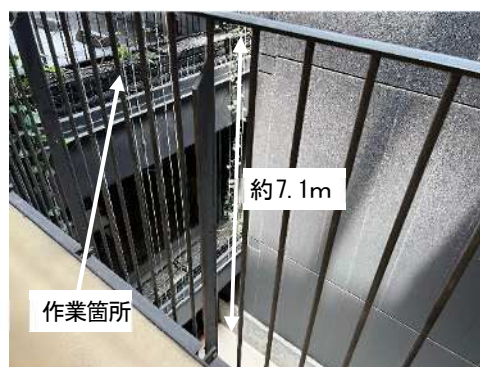
ア 「名古屋市営金城ふ頭駐車場に係る管理運営業務」では、駐車場内の植栽のせん定作業を行っていた。高さ6.75メートルを超える箇所で囲い等を設けることが困難な場合の作業において、労働者にフルハーネス型の墜落

制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。なお、労働者は、ガイドラインでは高さ6.75メートルを超える箇所で認められていない胴ベルト型を着用しており、さらに、使用もしていなかった。

(名港開発振興課)



作業状況



作業場所（高さ約7.1m）

イ 「南陽工場焼却設備等更新にかかる工場棟改修その他工事」では、屋上の防水工事を行っていた。高さ2メートル以上の開口部付近において、囲い等を設けることが可能な箇所であったにもかかわらず、囲い等を設けていなかった。また、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。

(営繕課)



作業状況



作業場所（高さ約5.5m）

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所での作業を行う場合には、規則に基づき適正に墜落防止措置を行うよう受注者を指導し、安全管理されたい。

(注) 要求性能墜落制止用器具

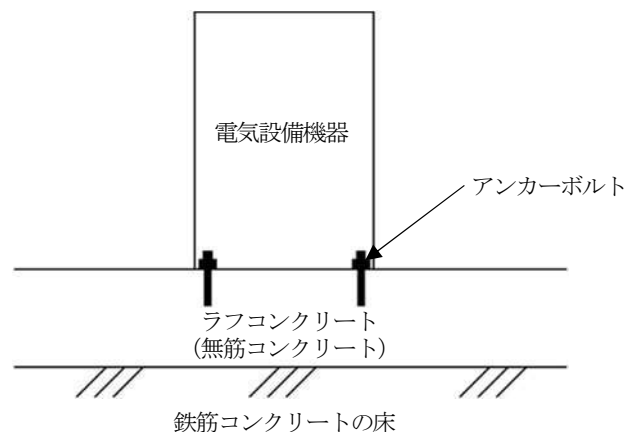
墜落による危険のおそれに応じた性能を有する安全帯

(4) 電気設備機器の適正な耐震支持について（施工）

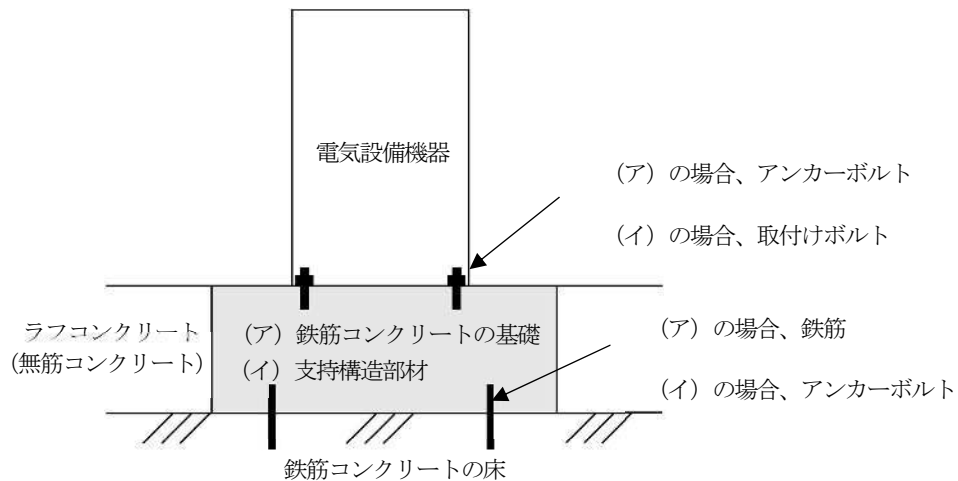
「市東庁舎受変電設備取替工事」の電気設備工事特記仕様書によると、電気設備工事設計・施工マニュアル（以下「マニュアル」という。）に従って施工することとされており、マニュアルの適用基準に建築設備耐震設計・施工指針（以下「指針」という。）が定められている。

指針では、鉄筋コンクリート造の建築物に設置される設備機器^(注1)の耐震支持は、アンカーボルト^(注2)を用いて鉄筋コンクリートの基礎・床・壁などに緊結することを原則とし、建築構造体^(注3)ではないラフコンクリート^(注4)に、設備機器を直接アンカーボルトで支持することは避けるとされている。

本工事では、東庁舎地下3階の電気室及び発電機室内の老朽化した電気設備機器を更新する工事を行っていた。工事写真等を確認したところ、機器72台のうち70台において、アンカーボルトが鉄筋コンクリートの基礎・床などではなく、無筋コンクリートであるラフコンクリートの床に緊結されていた。



本工事の耐震支持の概念図（例）



指針に基づく耐震支持の概念図 (例)

アンカーボルトがラフコンクリートに緊結されている場合には、地震時に電気設備機器が転倒するおそれがあることから、指針を踏まえて適切な耐震措置を講じられたい。

また、今後同様な施工にあたっては、指針に基づく施工とするよう改めて局内に周知するとともに、受注者を指導されたい。 (設備課)

(注 1) 設備機器

指針の対象機器は重量 1 キロニュートン (質量が約 100 キログラム) を超える機器

(注 2) アンカーボルト

設備機器等の転倒等を防ぐことを目的とし、設備機器等をコンクリート等に固定するために用いられるボルト

(注 3) 建築構造体

構造耐力上主要な部分のことで、建築物の自重又は積載荷重、地震その他の振動等を支える壁、床、柱など

(注 4) ラフコンクリート

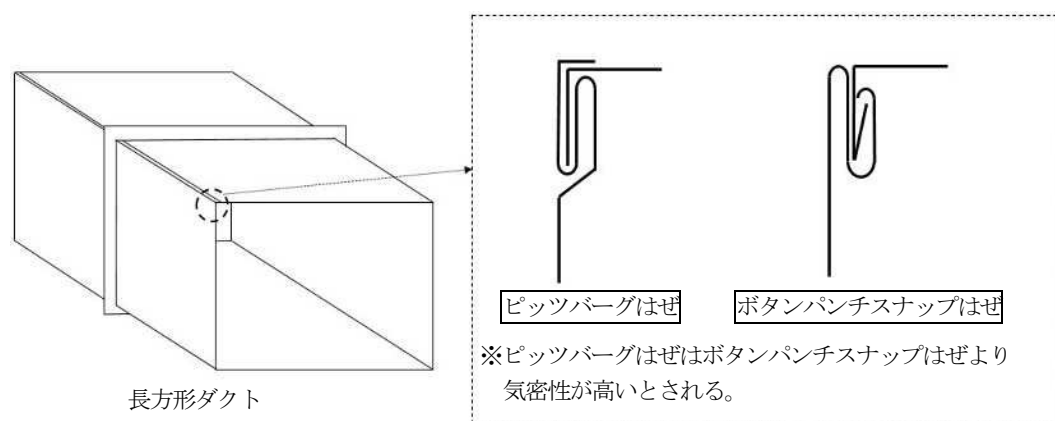
ピット等築造のために機械室等の建築構造体の床の上に増し打ちされるコンクリートで、構造用としての強度は期待しないもの

(5) 適正な排煙ダクトについて (施工)

国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (以下「標準仕様書」という。) によると、排煙の用途に使用する長方形ダクト^(注 1) (以

下「排煙ダクト」という。)のかどの継目については、ピッツバーグはぜ^(注2)とするとされている。

「大須駐車場防排煙ダンパー更新工事」では、排煙用防火ダンパーの更新に伴って支障となる排煙ダクトの一部を取り替える工事を行っていた。工事写真を確認したところ、新設した排煙ダクトのかどの継目は、ピッツバーグはぜではなく、ボタンパンチスナップはぜであった。なお、当該排煙ダクトの風量は、実測定した結果、必要とされる風量^(注3)を満たしていた。



長方形ダクトのはぜの種類

令和 4年 9月 8日に公表した住宅都市局の監査結果において同様の指摘をしたところであり、今回の監査においても不適正な事例が見受けられたことは誠に遺憾である。

排煙ダクトは火災時に煙を屋外へ排出する重要な設備であるため、標準仕様書に基づく施工とするよう改めて受注者を指導するとともに、設置するダクトが適正であるかの確認を徹底されたい。(設備課)

(注 1) 長方形ダクト

空調、換気、排煙等を目的とした空気の流れとなる角形の風道

(注 2) はぜ

長方形ダクトのかどの継目の鉄板端部をかみ込ませるように接続した部分

(注 3) 必要とされる風量

1分間に防煙区画部分の床面積 1平方メートルにつき 1立方メートル以上の風量

(6) 適切な変更数量の算出について（施工）

地方自治法及び名古屋市契約規則によると、監督員は、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督をしなければならないとされている。

また、名古屋市工事請負契約約款では、発注者及び受注者は、設計図書に従い、契約を履行しなければならないとされており、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書を変更することができるかとされている。

「葵土地区画整理事業道路補修工事」では、区画整理事業内の複数箇所で車道舗装等の修繕工事を行っており、当初設計数量と施工数量に差異が生じたため、設計変更を行っていた。出来形図により施工した車道の舗装面積を確認したところ、施工数量は、約 796平方メートルで、変更設計書に明示された設計数量 811平方メートルに対して、約15平方メートル不足していた。

車道舗装の施工数量が変更設計数量に対して不足となった主な原因は、監督員が変更設計数量を算出するにあたり、算出時点で施工済みの箇所においては施工数量を計上したが、未施工箇所においては変更の有無を把握せずに、当初設計数量をそのまま計上したためである。

契約の適正な履行を確保するためには、施工数量が設計数量に対して不足が生じる（以下「出来形不足」という。）ことがないように、必要な監督を行うことが重要である。このため、監督員は設計変更時には変更内容を十分に把握した上で、適切な変更設計数量を算出するとともに、工事完成時には出来形不足がないことを確認するよう、改めて局内に周知されたい。

（大曾根北・筒井都市整備事務所）

第6 意 見

契約の適正な履行確保について

住宅都市局は、区画整理事業や公共施設等の整備を行っている。これらの整備を安全かつ円滑に行い、設計図書に求める品質を確保する上で、各段階における書類や現地の確認、受注者への指導など監理監督を行う監督員は、非常に重要な役割を担っている。

今回の監査では、防護さく等が全く設置されていない状況での作業実施や設計変更したにもかかわらず生じた出来形不足、前回監査でも指摘した排煙ダクトの使用などの事例が見受けられた。このような初歩的ではあるものの、重大な誤りが複数発生した原因は、監督員の施工に関する基準等の認識不足や遵守意識の希薄化により、監督員として必要な確認や指導などの監理監督が不十分であったことによるものと思料される。

住宅都市局においては、多くの技術研修の開催等により技術力の向上に努めているところではあるが、これまで以上に監督員が基準等を踏まえて適切に受注者を指導できるよう、基準等の遵守意識の高揚を図るとともに、必要な知識習得の機会を提供するなど監督員の能力向上に、より一層努められたい。加えて、各課公所においては、監理監督に関するOJTの実施や、課長級や課長補佐の適時的確な確認やフォローなど、組織的な体制強化に取り組まれたい。

また、今回の一部の事例では、工事の最終的な確認をする検査員が十分な確認を行うことにより防止できたことから、検査員はその役割の重要性を再認識するとともに、きめ細やかな検査を実施し、契約の適正な履行を確保されたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

消防局（工事）

（消防局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 2月 5日から令和 6年 9月 3日まで

2 実施方法

今回の監査では、消防局における令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで
に完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監
査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	222	20	9.0	186	49	26.3
委託	107	13	12.1	8,999	8,462	94.0

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がお
おむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指
摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な
措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知された
い。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載
した。

1 指摘

(1) 建築設備等の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又
は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持す
るよう努めなければならないとされている。

また、消防法（昭和23年法律第 186号）では、事業場、学校等で収容人員が
50人以上の防火対象物の所有者等は、避難又は防火上必要な構造及び設備の維
持管理を防火管理者に行わせなければならないとされており、火災予防条例で

は、防火扉^(注 1)などの防火設備は常時閉鎖若しくは作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。

「千種消防署始め 28 か所の消防庁舎等定期点検業務委託」では、建築基準法に基づいて 28 施設における防火設備や非常用の照明装置^(注 2)などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、20 施設で火災発生時に防火扉が完全に閉鎖しない箇所や、非常用の照明装置が点灯しない箇所があるなど補修・改善を要するとの報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。さらに、20 施設全てにおいて、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

消防局は、火災予防のために、事業所の所有者等に対し、防火扉や非常用の照明装置などの不良箇所について指導等を行う立場にあるにもかかわらず、所管する消防署等の不良箇所を複数年にわたり放置していたことは誠に遺憾である。

当該不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(施設課)

(注 1) 防火扉

火災の延焼又は拡大を防ぐために開口部に設ける扉

(注 2) 非常用の照明装置

停電時に機能する照明

(2) 配線器具の改修について（維持管理業務）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）によると、電気工作物を設置する者は、電気工作物を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないとされている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈では、低圧用の配線器具は充電部分^(注)が露出しないように設置することとされている。

「消防署等の自家用電気工作物保安管理業務委託」では、電気事業法に基づ

いて電気工作物の定期点検を行っていた。点検報告書等を確認したところ、特別消防隊第一方面隊の施設では、配線器具であるコンセントが破損し、充電部分が露出しており、改修するよう報告を受けていたが、対応していなかった。さらに、当該箇所は、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所であった。



コンセント破損状況

当該箇所について、関係部署と調整し、速やかに改修するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

なお、当該箇所については、指摘に基づき令和 6年 7月に、法令の基準に適合するよう改修が行われた。(施設課)

(注) 充電部分

常時電流が流れている箇所

(3) 監督員の通知について（その他）

名古屋市契約規則によると、契約の適正な履行を確保するために行う監督は、監督員が行うこととされており、名古屋市工事請負契約約款では、発注者は、監督員の氏名を受注者に通知しなければならないとされている。

12件の工事等において監督員の通知の有無を確認したところ、「防火水槽内面補修工事（西区上小田井）」始め 5件では、発注者は、監督員の氏名を受注者に通知していなかった。

名古屋市工事請負契約約款に基づき、監督員の氏名を受注者に通知するよう改めて局内に周知されたい。(施設課、消防課、指令課)

(4) 施工体制台帳の写しの提出について（その他）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）及び建設業法（昭和24年法律第 100号）（以下「入契法等」という。）によると、公共工事において、建設業者^(注)は下請契約を締結した場合には、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

8件の工事等において施工体制台帳の写しの提出の有無を確認したところ、「笠寺消防団詰所のコンクリートブロック塀改修工事」始め 7件では、建設業者に該当する受注者が下請契約を締結していたにもかかわらず、発注者は、施工体制台帳の写しの提出を受けていなかった。

建設業者に該当する受注者が下請契約を締結した場合は、入契法等に基づき施工体制台帳の写しの提出を受けるよう局内へ周知するとともに、受注者を指導されたい。
(施設課、消防団課、指令課、港消防署)

(注) 建設業者

国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者

第6 意 見

適切な施設の維持管理について

消防局は、16消防署、44出張所等の施設を有し、消火活動、人命救助や救急活動に加え、火災による被害抑制のための予防業務を行っている。予防業務においては、事業所へ立入検査を実施し、法令違反の是正指導の実施などに取り組んでおり、令和4年度には、18,603事業所に立入検査を実施している。

今回の監査では、消防署等の定期点検において、防火設備や非常用の照明装置などの不良、コンセント破損に対して改善等するよう報告を受けていたにもかかわらず、複数年にわたって放置していた事例が見受けられた。今回の不良箇所を放置し続けた場合には、防火扉が閉鎖しないことによる火災時の被害拡大や、コンセントの充電部分への接触による感電事故などが発生するおそれがあり、法令の基準に適合するよう施設の維持管理を行うことは非常に重要である。

このような不適合な箇所について、改善に必要な予算の検討をすることもなく、長期間放置していたことを鑑みると、施設の維持管理について法令を遵守する意識が欠如していると判断せざるを得ない。

消防局においては、多くの事業所に立入検査を実施し、是正指導していることから他の模範となる立場にあることを十分に認識した上で、今回の事例を重大な問題として捉え、職員の法令遵守意識を高揚させる取組を行われたい。また、施設を適切に維持管理するために、本庁所管部署が消防署などの改善部署と連携し、改善の進捗管理を行うとともに、改善部署においては、所属長が当事者意識を強く持ち、不良状況を把握し、率先して改善に取り組まれない。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 6年 9月10日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1626号	あいち管工(株)	竹内 正康	愛知県豊田市宮上町 7―25 鈴木ビル 1 階	令和 6年 8月14日
第1627号	笹福工業	笹 裕将	愛知県あま市花正郷 中 317番地	令和 6年 8月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 6年 9月10日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1626号	あいち管工(株)	竹内 正康	愛知県豊田市宮上町 7—25 鈴木ビル 1 階	令和 6年 8月14日
第1627号	笹福工業	笹 裕将	愛知県あま市花正郷 中 317番地	令和 6年 8月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール熱田アネックス

名古屋市熱田区六野一丁目 208番 4

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンバイク株式会社 代表取締役 熊倉 淳 千葉県美浜区中瀬一丁目 4番地 ほか 1者	イオンバイク株式会社 代表取締役 松尾 和英 千葉県美浜区中瀬一丁目 4番地

3 変更の日

令和 4年 2月 1日 ほか

4 変更した理由

代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 8月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月12日から令和 7年 1月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 6年 9月13日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 6年 9月20日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第55号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第56号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第57号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第58号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第59号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第60号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第61号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第62号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

第63号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集について

名古屋市農業委員会事務局農政課